

元海兵隊員による女性死体遺棄事件に抗議する意見書（案）

4月下旬から行方不明となっていた沖縄県うるま市の20歳の女性が遺体で発見され、元海兵隊員の米軍属が死体遺棄容疑で逮捕された。本事件に対して、沖縄県全体で激しい憤りの声上がり、既に沖縄県議会をはじめ20を超える自治体の議会で、抗議の決議と意見書が採択されている。

今回の事件は、ひとえに沖縄に米軍事基地が集中していることに起因する。戦後71年が経過してなお、沖縄には在日米軍基地・占有施設の74%が集中し、米軍人・軍属による犯罪は、1972年の復帰以後に限っても殺人等の凶悪事件も含め6,000件近く発生している。事件のたびに関係自治体と県が国と米国に対し対応を求め、その都度「綱紀粛正」「再発防止」等の約束がなされてきたが、一向に問題は解決されていない。この現状は、沖縄県民の意志と感情を蔑ろにする米軍当局の根本的怠慢に他ならない。また、米軍人・軍属に圧倒的な司法的優遇を保障している「日米地位協定」の根本的な欠陥の問題でもあり、それを許容してきたわが国政府の責任でもある。その上さらに、沖縄県民に基地負担を負わせようとする辺野古新基地建設、高江ヘリパッド建設、那覇軍港移設などは、言語道断の蛮行である。

本県議会としては、犠牲となった女性とその遺族に深い哀悼の意を表明し、本事件に断固として抗議し、二度と悲劇が繰り返されることのないよう日米両政府に対し下記の事項の実現を強く要請する。

記

- 1 日米両政府は遺族並びに沖縄県民に対し謝罪と完全な補償を行うこと。
- 2 日米首脳において沖縄の基地問題、米軍人・軍属等の犯罪を根絶するための対応を協議すること。
- 3 普天間飛行場を閉鎖・撤去するとともに県内移設を断念すること。
- 4 在沖米海兵隊の撤退、沖縄県内の米軍基地の大幅な整理・縮小を図ること。
- 5 米軍人等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣あて